

短期入所の概要

対象者

居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設等への短期間の入所が必要な者

○福祉型

- ・障害支援区分1以上である障害者
- ・障害児の障害の程度に応じて厚生労働大臣が定める区分における区分1以上に該当する障害児

○医療型

- ・遷延性意識障害児・者、筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患有する者及び重症心身障害児・者等

サービス内容

- ・当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を行う
- ・本体施設の利用者とみなした上で、本体施設として必要とされる以上の職員を配置し、これに応じた報酬単価を設定

医療型短期入所の対象者の定義

サービス費

A

- III
・遷延性意識障害者等又はこれに準ずる者（総合支援法対象疾患有する者のうち、常時医学的管理を必要とする者）
VI
・医師により筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属すると診断された者
　　・区分1～4の重症心身障害者

I

II

IV

V

・重症心身障害児

B

- ・障害支援区分6で、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者
・区分5以上（5又は6）に該当し、進行性筋萎縮症に罹患している者若しくは重症心身障害者

障害児の場合

18歳以上の場合

基本報酬の例(終日支援の場合)

区分・名称	単位数	要件等	対象者
医療型短期入所 サービス費(Ⅰ)	2,889	7:1看護の病院	B
医療型短期入所 サービス費(Ⅱ)	2,686	上記以外の病院、有床診療所、老健又は 介護医療院	B
医療型短期入所 サービス費(Ⅲ)	1,679	病院、有床診療所、老健又は介護医 療院	A

処置料の算定(医療保険)について

医療型短期入所で入院医療管理料等の診療報酬を算定することは原則としてできない(在宅療養指導管理料が算定されているため)が、一部の処置料については、診療報酬の算定が認められている。

(1) 経皮的動脈血酸素飽和度測定 (2) 終夜経皮的動脈血酸素飽和度測定 (3) 中心静脈注射 (4) 植え込み型カテーテルによる中心静脈注射 (5) 鼻マスク式補助換気法 (6) 体外式陰圧人工呼吸器治療 (7) 人工呼吸 (8) 膀胱洗浄 (9) 後部尿道洗浄	(10) 留置カテーテル設置 (11) 導尿 (12) 介達牽引 (13) 矯正固定 (14) 変形機械矯正術 (15) 消炎鎮痛等処置 (16) 腰部又は胸部固定帶固定 (17) 低出力レーザー照射 (18) 鼻腔栄養
---	--